

## 議題（４）「西尾市地域公共交通計画」の変更について

### 1. 概要

法律に基づき当協議会で作成した「西尾市地域公共交通計画（地域公共交通網形成計画）」の計画期間が令和3年3月末までとなっている。また、根拠法である「地域公共交通活性化再生法」が改正されることから、令和3年4月からの次期計画作成を今年度予定していた。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、各種調査により次期計画作成の根拠となる有意なデータが得られる見込みがないことから、現在の計画の期間を1年延長し、次期計画作成スケジュールを後倒しするものとする。

### 2. 変更の内容

別紙「西尾市地域公共交通網形成計画の概要（変更案）」赤字部分のとおり

※計画期間の延長のみを行い、実施事業や計画目標については現行のままとする。

### 3. 今後のスケジュール

	変更前	変更後
バス交通再編の効果検証・ 課題抽出のためのモニタリング調査等	令和2年6月	令和3年4月～6月
現行計画の評価検証	令和2年9月	令和2年6月～9月
バス交通再編本格運行開始	令和2年10月	令和3年10月
次期計画案の作成・法定協議会での承認 （協議会を3回程度開催）	令和2年10月～ 令和3年1月	令和3年7月～ 令和4年1月
パブリックコメント等の実施	令和3年2月	令和4年2月
次期計画の策定	令和3年4月	令和4年4月

# 西尾市地域公共交通網形成計画の概要（変更案）

## 1. 経緯

平成28年6月24日作成

平成28年6月27日公表

令和 2年7月30日変更

## 2. 西尾市地域公共交通網形成計画の区域

西尾市全域。ただし、隣接市に接続しているバス路線のバス停を含む。

## 3. 西尾市地域公共交通網形成計画に関する基本方針

### 【地域公共交通体系の将来像】

「日常生活に必要な公共交通が効果的に確保され、便利で安心して暮らせるまち、地域の交流と活性化を実現できるまち」

### 【基本方針】

- ① 市民の暮らしに必要な最低限の移動ができるようにします
- ② 市内に人の流れをつくり出します
- ③ みんなで公共交通を守り育てる体制をつくります
- ④ 計画の進捗状況进行评估し、定期的に見直します

## 4. 西尾市地域公共交通網形成計画の目標

- ①日常生活で移動に不便を感じている市民の割合を減少

現状：39.9%、 H32年度：35%

- ②公共交通機関の年間利用者数の維持・増加

	現状	目標（H32年度）	設定
名鉄西尾・蒲郡線 （西尾駅～蒲郡駅）	3,173千人 (H26)	3,673千人	対策協議会目標値
六万石くるりんバス	112千人(H26)	198千人	毎年10%ずつ増加
いこまいかー	1,044人(H27)	1,680人	毎年10%ずつ増加
路線バス	443千人(H27)	443千人	維持
ふれんどバス	270千人(H27)	270千人	維持
渡船	190千人(H26)	200千人	5%増加

- ③地区公共交通協議会が主体となった利用促進活動を実施

現状：なし、 H32年度：実施

- ④西尾市地域公共交通活性化協議会と地区公共交通協議会の連携でPDCAを実施

現状：なし、 H32年度：実施

## 5. 事業の概要及び事業の実施主体

事業	実施主体
①タクシーサービスの利便性向上・活性化	タクシー事業者、愛知県タクシー協会、西尾市、法定協議会
②いこまいかーのサービス設定等の見直し	地域住民、西尾市障害者福祉団体連合会、西尾市民生委員児童委員協議会、愛知県タクシー協会、西尾市
③鉄道の維持・活性化	西尾市名鉄西尾・蒲郡線応援団、名鉄西尾・蒲郡線活性化協議会、西尾市、鉄道事業者
④バスセンターの整備	西尾市、バス事業者
⑤バス交通の再編	地域住民、西尾市、愛知県バス協会、バス事業者
⑥新たな運賃体系の実施	西尾市、愛知県バス協会、交通事業者
⑦事業管理とPDC Aの実施	法定協議会、地域住民
⑧地区公共交通協議会の設立、運営	地域住民、西尾市
⑨情報提供（公共交通マップ、乗継情報等）	西尾市、交通事業者
⑩まちづくりや観光振興と一体となった施策の実施	西尾市、西尾市観光協会、西尾市シルバー人材センター、西尾市民生委員児童委員協議会、町内会等の市内団体、企業・交通事業者
⑪エコ通勤・通学の取組の実施	西尾市、学校・事業者

## 6. 計画期間

~~平成28年度から32年度までの5年間~~

平成28年度から令和3年度までの6年間

## 7. 法6条に定める協議会の有無

有 設立年月日：平成25年4月17日

名称：西尾市地域公共交通活性化協議会

構成員：別表のとおり

## 8. 法第5条第7項に定められている関係者との協議

西尾市地域公共交通活性化協議会による協議成立：平成28年6月16日

## 9. 法第5条第6項に定められている利用者の意見の反映

- ①西尾市地域公共交通活性化協議会に地域住民、各種市民団体が参画し、4回にわたって協議会で議論を行った。

②次の調査により、市民、利用者等の意見を把握した。

- ・市民アンケート調査（5, 216人を対象に実施。回収2, 285票）
- ・バス利用者アンケート調査（回収1, 673票）
- ・高校生アンケート調査（市内5高等学校で回収1, 199票）
- ・事業所アンケート調査（従業員100名以上の事業所31社から回収）

③地域別意見交換会により、市民の意見を把握した。

- ・市内5地域別に開催し、102名の参加。ワークショップ形式で意見交換を実施。

④パブリックコメントを平成26年2月17日から3月18日まで行い、10件の意見が寄せられた。

#### 10. その他

- ・法第7条による提案：無